

議案第105号

大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）		
<p>（職員） 第4条 大田原市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に所長、<u>学校栄養士</u>その他必要な職員を置くことができる。 （削る）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td>湯津上小学校 川西小学校 黒羽小学校 須賀川小学校 両郷中央小学校 黒羽中学校</td></tr></table>	湯津上小学校 川西小学校 黒羽小学校 須賀川小学校 両郷中央小学校 黒羽中学校	<p>（職員） 第4条 大田原市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に所長_____その他必要な職員を置くことができる。 <u>2 前項の職員の定数は、大田原市職員定数条例（昭和29年条例第15号）の定めるところによる。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td>_____川西小学校、黒羽小学校、須賀川小学校、両郷中央小学校、黒羽中学校</td></tr></table>	_____川西小学校、黒羽小学校、須賀川小学校、両郷中央小学校、黒羽中学校
湯津上小学校 川西小学校 黒羽小学校 須賀川小学校 両郷中央小学校 黒羽中学校			
_____川西小学校、黒羽小学校、須賀川小学校、両郷中央小学校、黒羽中学校			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。